

令和2年度第1回愛知県学校法人等助成審議会 会議録

発 言 者	発 言 要 旨
事務局	<p>お待たせいたしました。ただいまから、令和2年度第1回愛知県学校法人等助成審議会を開催いたします。</p> <p>本日の会議は、委員18人中12人の委員の方にご出席をいただいております。愛知県学校法人等助成審議会条例第4条第3項に定めます委員の半数以上の出席条件を満たしておりますので、有効に成立いたします。</p> <p>会議に先立ちまして、水野県民文化局長から、ご挨拶を申し上げます。</p>
県民文化局長	<p>(県民文化局長あいさつ)</p>
事務局	<p>審議に入ります前に、昨年11月30日の任期満了に伴う委員委嘱後、初めての審議会でございますので、ここで委員の皆様のご紹介をさせていただきます。</p> <p>お手元に委員名簿と配席図を配付しております。</p> <p>ご紹介にあたりましては、お手元の配席図により、時計回りにてご紹介申し上げます。</p> <p>(委員紹介)</p>
事務局	<p>先ほど申し上げましたように、昨年11月30日の任期満了に伴う委員委嘱後、初めての審議会でございますので、今期の会長をお決めいただきたいと存じます。</p> <p>当審議会の会長は、委員の互選により決めることとなっておりますが、前期の会長であり、審議会の内容も熟知されておられます石田委員を事務局から推薦させていただきたいと思っておりますが、いかがでしょうか。</p> <p>(了承の声)</p>
事務局	<p>ありがとうございました。それでは、石田委員に今期の会長をお願いしたいと存じます。</p> <p>それでは、会長からご挨拶をいただきたいと存じます。</p>
会 長	<p>(会長あいさつ)</p>

発 言 者	発 言 要 旨
事務局	<p>それでは、審議会条例第4条第2項によりまして、会長が議長となることとなっておりますので、会議の取り回しを会長にお願いいたします。</p>
会 長	<p>それでは、お手元の会議次第に基づきまして、審議を進めてまいりたいと存じますので、議事の進行にご協力をお願い申し上げます。</p>
会 長	<p>審議に入ります前に運営要領第5条の規定に基づき、会長が会議録署名人2名を、指名することになりますが、今回は瀬野委員と市原委員を署名人として指名させていただきたいと思います。</p> <p>瀬野委員、市原委員、署名人をお引き受けいただけますでしょうか。</p> <p>(両委員承諾)</p>
会 長	<p>続きまして、会議次第の6の「令和2年度愛知県私学振興関係予算について」を事務局から説明をお願いします。</p>
事務局	<p>(「令和2年度愛知県私学振興関係予算」について説明)</p>
会 長	<p>ただいまの説明につきまして、ご質問等ございませんでしょうか。</p> <p>ご質問ございませんようですので、会議次第の7「諮問事項」の審議をお願いします。</p>
会 長	<p>本日、ご審議いただきます事項は、お手元の会議次第を1枚おめくりいただいた「学校法人等に対する助成について（諮問）」のとおりであります。</p> <p>それでは、諮問番号2-1「令和2年度愛知県私立学校経常費補助金の配分方法について」を事務局からご説明をお願いします。</p>
事務局	<p>(「令和2年度愛知県私立学校経常費補助金の配分方法」について説明)</p>
会 長	<p>それでは、ただいまの説明につきまして、欠席された委員からご意見があれば、書面にてお伺いすることとなっておりますので、事務局から説明をお願いします。</p>
事務局	<p>本日欠席された委員からのご意見はございませんでした。</p>

発 言 者	発 言 要 旨
会 長	<p>それでは、何か、ご意見ございませんでしょうか、どうぞ。</p>
委 員	<p>審議会資料の8ページの上から二つ目のここから四つ目となる「体験学習の推進」、その下の四つがとても似ていて、昨年少し意見を言いましたら、すっきり整理していただいた印象があります。</p> <p>その中で、この補助単価に関する使途というのは、条件を特につけてないのですね。「高校生の保育体験の推進」を除く3つにつきましては、大体どういうことにお金が使われているか想像できるのですが、「高校生の保育体験の推進」のところは、幼稚園保育所等における保育体験学習を積極的に推進しているということで、現実には、現場の方は無料でおそらく引き受けて、場合によっては給食を園のほうで負担するというようなこともあると思うのですが、この場合、補助金は具体的にどういうところに使われるのか、もし何か例があれば教えていただきたいと思います。</p>
事務局	<p>8ページは、それぞれ通常の補助額に加算される項目でございまして、これ自体に補助対象経費を定めているわけではございません。先ほども少し触れましたが、奨励補助でございまして、保育体験を積極的にやっていただけるように、補助金を加配することによって促させていただくということでございまして、使い道等は細かくチェックしていないというのが現状でございます。</p>
会 長	<p>具体的な使途についてはないとのことですがよろしゅうございますか。そのほか何かご質問ございますでしょうか。</p>
委 員	<p>例年のことですが、今年も大変財政が逼迫している中で、大変手厚い私学に対する補助金を頂戴できますことは私学にとって大変ありがたいと思っ て、心から厚くお礼を申し上げたいと思います。こういうご方針に対して、私学も、将来の子供たちによりよい能力をつけさせるように懸命に頑張りたい と思います。どうもありがとうございます。</p> <p>助成金の全体的な傾向として、色をつけるというか、補正をしながら、こ ういう望ましい教育をしているところにより多くの助成金をつけるというご方針 を頂戴して、わたくしどもも、それに向けた努力をしているというところでご ざいますけれども、主な一つの人件費というところに関して、教員の充実状況 というところに関して申し上げたいと思います。</p> <p>専任教員の充実率に重きをおいて、このように充実をすると教育内容がよ くなる、こういうご方針、と理解をしております。確かに定年まで安定して雇用 する教員たちが年々スキルアップをしていくわけですから、この教員たちが充</p>

発 言 者	発 言 要 旨
<p>会 長</p> <p>事務局</p>	<p>実するという事は教育内容が充実する。それはたしかでございます。それに対して異論を申し上げるつもりは毛頭ございませんけれども、これがずっと行き過ぎていくと、今度はその人件費がたくさんかかってしまって、その他の教育研究管理経費にまわるお金が若干厳しくなるという逆の側面もあるわけでございます。</p> <p>学校の教育というのは、教員に対する人件費だけではなくて、その他の教育研究管理経費、たとえば新しい教育を行うために新しい人材が必要になってくることもありましょう、それから IT 教育を進めていくために新しい設備投資をしていかなければならない。あるいは、新しい教育に対する教員の研修を行っていかなければいけない。そういうものがバランスよく整って初めて、教育内容が充実していくわけでございます。加えて将来、少子化というものを見据えながら学校法人の中では、どのような構成にすれば一番教育効果があるのだろうかということ在必死になって考えている訳でございます。</p> <p>現状をいかんという風に申し上げるつもりは毛頭ございませんのですけれども、そういう各学校法人が置かれております実態だとか、そういうものをご考慮いただきながら、ひとつ柔軟な補正評点をご検討いただけますようお願い申し上げます。ありがとうございます。</p> <p>ただいまご意見ございましたが何かありますでしょうか。</p> <p>審議会資料 5 ページの高校の通常分、一番上の「(ア) 教育条件整備状況」の「a 教員充実状況」に係るおたずねかと思えます。</p> <p>5 ページは、先ほど申し上げました教育条件の維持向上、父母負担の軽減、そして経営の安定化という経常費補助金の 3 つの目的に沿って、項目が作られておましてその (ア) の (a) が教員充実状況でございます。100 点のうち 35 点を配点させていただいております。</p> <p>教育条件を維持向上させるために、期限のない専任の教員の先生が、教員定数の 100% 以上配置されている学校を 35 点満点とさせていただいて、そこが、定数に満たないところを減点させていただいているという状況でございます。</p> <p>ただ、この中にありますように、4 行目、雇用期間を定めている者については 10% まで算入します。さらに、非常勤教員の方につきましては、②のところにありますけど、定数の 5% とさせていただいております。つまり、期限がある方や非常勤の方は、教員数のカウントを制限させていただいております。期限付きの方を 10% に制限しておりますが、これは私立学校の平均を見ますと、現在およそ 10% が期限付きの方であるということで 10% とさせていただいております。</p> <p>今後、社会情勢が変化して、期限付きの方が、15%、20% が平均になるという時代が来るようであれば、状況に応じて見直して参りたいと考</p>

発 言 者	発 言 要 旨
会 長	<p>えております。以上でございます。</p> <p>他にご質問ございませんでしょうか。よろしゅうございますか。それでは審議を終了し採決したいと存じます。</p> <p>ただいまの諮問番号2-1「令和2年度愛知県私立学校経常費補助金の配分方法について」は、原案を可とすることにご異議ございませんでしょうか。</p> <p>(異議なしの声あり)</p>
会 長	<p>ご異議なしと認め、本案件につきましては、「原案を可とする。」旨の答申を知事に提出することとします。</p> <p>続きまして、会議次第の8 報告(1)「令和2年度経常費補助金に係る交付時期及び7月交付額について」、(2)「令和2年度学校法人立以外の私立専修学校及び各種学校に対する経常費補助金の配分方法について」及び(3)「新型コロナウイルス感染症発生時における私立学校の施設消毒に対する支援について」を事務局から説明をお願いします。</p>
事務局	<p>(報告(1)「令和2年度経常費補助金に係る交付時期及び7月交付額について」、(2)「令和2年度学校法人立以外の私立専修学校及び各種学校に対する経常費補助金の配分方法について」及び(3)「新型コロナウイルス感染症発生時における私立学校の施設消毒に対する支援について」を説明)</p>
会 長	<p>それでは、ただいまの説明につきまして、何かご意見、ご質問ございませんでしょうか。</p> <p>よろしゅうございますか。それでは、ご質問もございませんようですので、報告事項については以上とさせていただきます。</p> <p>これもちまして、議事をすべて終了させていただきたいと存じます。議事の進行にご協力をいただき、誠にありがとうございました。</p>
県民文化局長	<p>(お礼の言葉)</p> <p style="text-align: right;">以 上</p>